

仕様書

1 業務名称

令和7年度女性活躍推進情報発信事業業務委託

2 事業の趣旨

大阪市においては、男女共同参画推進条例の理念及び同計画に基づき、社会のあらゆる分野での女性活躍の推進に向けて、企業等に対しては、女性にとって働きやすい職場環境の整備の促進に向けた啓発・支援を、女性に対しては、就労促進に向けた働く意義や、地域における活躍に向けた相談・啓発事業を、また、性別を問わず、ワーク・ライフ・バランス等に関する啓発事業を実施している。

これらの効率的・効果的な事業展開のためには、ICT技術を用いた情報発信ツール（ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）など）のそれぞれが持つ特性を活かしつつ、より多くの大阪市民に対し、確実に情報を届け、市民啓発の促進や、相談窓口・イベントへの集客を図る必要がある。

以上を踏まえ、本事業においては、定性的には、適時・的確に情報発信を行うとともに、定量的には、各情報発信ツールのユーザー数の拡大を図っていくこととする。

3 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 業務内容

(1) ウェブサイト・SNS等の運営

ア 受注者(以下、特に断りのない限り省略する)は、本市が指定するウェブサイト、Facebook、X、YouTube、Instagram、LINE 公式アカウントの各情報発信ツールを運営し、保守管理すること。

なお、本市が指定していない情報発信ツールを活用する場合には、発注者と十分協議の上、運営、保守管理すること。

【参考】

ウェブサイト：<https://osakaladygo.info/>（※WordPressを使用）

Facebook：<https://www.facebook.com/osakaladygo/>

X：https://x.com/osakawoman_tw

YouTube：<https://www.youtube.com/channel/UCq5uZI7FJs2KLLRBTDICZAg>

Instagram：https://www.instagram.com/osaka_woman/

LINE 公式アカウント：@qfw3172h

イ 運営にあたって必要となるサーバー、パソコン等の関連機器は受注者が用意すること。

ウ 常時安定した情報の発信・更新が可能な環境を維持するため、保守管理・情報管理体制を構築して、サーバー、パソコン等関連機器の十分な保守管理を行うこと。

(2) ウェブサイトでのコンテンツ発信

ア 本市が指定するコンテンツ

- ・ 発注者が発信を指示するコンテンツを新規に作成の上、ウェブサイト (<https://osakaladygo.info/>) で発信すること。また、ウェブサイトで発信済のコンテンツのうち、発注者が修正を指示するコンテンツを修正すること。
- ・ コンテンツは、テキスト（文章）をはじめ、これに挿入する写真、図表（イラストを含む）などから構成されるものとする。
- ・ コンテンツの作成にあたっては、発注者から提供する参考資料（紙やデータによる情報を想定）を基に、必要に応じてこれを加工したり、パーツを新規作成して行うこと。
- ・ 作成にあたっては、発注者と協議の上、タイムリーな情報発信に努めること。
- ・ 作成したコンテンツについては、Facebook、X、YouTube、Instagram、LINE 公式アカウントを活用して発信すること。

イ 受注者の創意工夫によるコンテンツ

- ・ 発注者が発信を指示するコンテンツ以外に、受注者の持つ発信ノウハウ（情報収集・取材・撮影（写真・動画）、デザイン等）を最大限活かし、新規コンテンツを作成し、これをウェブサイトで発信すること。（年間 12 回以上）
- ・ 作成にあたっては、ターゲット（女性・男性の別、個人・企業の別、学生・社会人・主婦の別など）を絞った発信性、テーマ性、あるいは連続性等を持たせるなど、効果的な発信を企図すること。
- ・ 前年度までに発信済の既存コンテンツも十分に検証し、既存のコンテンツにはない独自性を持ったコンテンツを含めるとともに、ターゲットやウェブサイトのカテゴリーについて全体的にバランスがとれたラインナップとなるよう留意すること。
- ・ 発信内容や発信時期に偏りが生じないよう、年度当初に年間計画（発信内容と発信時期）を策定し、発注者と十分協議の上、これを実施すること。
- ・ コンテンツの内容については、本市が取り組む女性活躍推進施策の趣旨や課題を十分に踏まえ、発注者と協議を行った上で作成するものとし、その作成にあたっては、女性の活躍推進に関する状況や課題を熟知する者が監修を行う体制を構築する等により、クオリティを十分に確保すること。
- ・ 女性のキャリアアップ、ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家庭参画など、女性活躍の進展に力点を置いたコンテンツを作成すること。

【参考：コンテンツ作成（（2）ア及びイ）の年間実績】

令和 4 年度：70 件、令和 5 年度：67 件、令和 6 年度：33 件※

※令和 6 年 9 月 30 日時点の数値

（3）SNS 等による情報発信

- ・ 効果的な発信を行うため、前記 4（2）においてウェブサイトで発信するために作成したコンテンツについては、必要に応じて加工する等により、Facebook、X、YouTube、Instagram、LINE 公式アカウント等、それぞれのツールの特性を十分に活かしながら、適時に発信すること。
- ・ 各情報発信ツールについては、一つのツールに偏ることなく全体的にバランスがとれたラインナップとなるよう留意すること。
- ・ その他、SNS の特長である機動性・迅速性を活かし、ウェブコンテンツの作成・発信に

関わらず、緊急的もしくは特命的な告知を必要とする場合が想定される。その際には、発注者と協議の上、可能な限り円滑に対応するものとする。

- ・ コンテンツの内容に応じて、ユーザー数（アクセス数、リーチ数、フォロワー数等）の拡大につながる効果的なプッシュ型情報発信を実施すること。
- ・ なお、各情報発信ツールのユーザーにとって、本市アカウントに新規登録や登録を継続することが有益と思われるような発信頻度、情報内容やクオリティをもって行うものとする。
- ・ 本事業の対象となるウェブサイト、Facebook、X、YouTube、Instagram、LINE 公式アカウント「以外」の情報発信ツールを活用する場合には、発注者と十分協議の上、上記仕様に準じて実施すること。

（４）レイアウトの改善

- ・ ユーザーが求める情報にスムーズにアクセスできるように、適宜、コンテンツの検索機能やレイアウトを改善すること。モバイル端末においても、ユーザーが目的に合ったコンテンツにスムーズにアクセスできるよう考慮すること。
- ・ ユーザーの利便性を高める観点から、アーカイブズを作成し、過去に作成したコンテンツを保管すること。その際に、既存のカテゴリーを適宜追加・変更することも視野に入れること。
- ・ 「大阪市ホームページウェブアクセシビリティ方針」に留意すること。

（５）広報・周知

- ・ 本事業のウェブサイトやSNSの有用性を、広く市民や事業の対象者に訴求し、各情報発信ツールにおけるユーザー（アクセス数、リーチ数、フォロワー数等）の拡大につなげること。
- ・ その具体の手法については、受注者の持つ専門性やノウハウによるものとし、本市と十分協議の上で実施すること。

（６）留意事項

- ・ 本委託事業の遂行にあたっては、以下に留意すること。
- ・ 編集やコンテンツ発信等の作業を統括でき、全体の構成やコンテンツをチェックできる責任者を置くこと。
- ・ 情報発信の際には、誤発信等の事故のないよう対策を講じること。また、万が一の場合に備え、緊急対応が実施できる体制を構築すること。
- ・ 国等の方針や社会情勢等によっては、時宜に適った情報発信が求められることから、発注者との協議の上、可能な限りこれに応じること。

5 事業効果の報告、分析など

- ・ 情報発信ツールごとに、次の各数値について測定の上、発注者に対して毎月報告をすること。
- ・ また、当該数値の増減等、その推移については、四半期ごとに分析を行い、発注者に対して報告すること。
- ・ なお、分析結果に基づき、課題があれば発注者と協議の上、その改善策を講じること。

【測定する数値】

ウェブサイト：ページビュー数（GoogleGA4）、セッション数、平均滞在時間、直帰率、
流入経路、検索エンジン別流入数、スマートフォン比率

Facebook：リーチ数

X：フォロワー数

YouTube：動画再生回数（チャンネルで公開しているすべての動画）

Instagram：フォロワー数

LINE公式アカウント：友だち登録数

6 事業報告書の作成について

業務内容及び成果を事業報告書としてとりまとめ、事業終了後速やかに文書及び電子ファイルで提出すること。

- ・ 事業報告書（紙媒体） 1部
- ・ 事業報告書（電子ファイル） 1部（※CD-ROMに格納すること。）

7 成果指標及び目標数値の設定について

(1) その1

ア 各情報発信ツールの実績は（別表）のとおりであり、本市の令和7年度の目標はホームページのビュー数（GoogleGA4）において、概ね80,000件を目指している。これを踏まえ、ホームページのビュー数（GoogleGA4）の目標数値を設定すること。

イ 「ア」で設定する目標以外にも、各情報発信ツールの状況と成果を測ることができるような指標と目標がある場合は、その指標と目標を提案し、設定すること。

（別表）

	ページ ビュー数	Facebook リーチ数	X フォロワー数	YouTube 再生回数	Instagram フォロワー数	LINE公式 アカウント 友だち数
令和2年度	84,983	11,952	246	3,313	741	290
令和3年度	107,392	49,959	290	14,211	765	329
令和4年度	107,931	18,259	338	40,015	920	413
令和5年度	90,060	4,741	378	7,541	1,089	440
令和6年度 （見込み）	90,000	-	428	5,000	1,189	-

- ※ 令和3年度までのページビュー数は、Google社によるGoogle Analyticsにより計測
- ※ 令和3年度のページビュー数をGoogle社によるGA4の計測に換算した場合：111,218件
- ※ 令和4年度以降のページビュー数は、Google社によるGA4により計測
- ※ ページビュー数、Facebookリーチ数、YouTube再生回数は、各年度の4月1日から3月31日までの数値
- ※ Xフォロワー数、Instagramフォロワー数、LINE公式アカウント友だち数は各年度末時点の数値
- ※ LINE公式アカウント友だち数については、友だち登録数からブロック数を除いた数値
- ※ 令和6年度（見込み）の数値は実績値の推移から年度末に見込まれる数値を算出したもの

(2) その2

「4 業務内容 (2) ウェブサイトでのコンテンツ発信 イ 受注者の創意工夫によるコンテンツ」の女性活躍の進展に力点を置いたコンテンツの本数については、必ず成果指標として設定し、目標数値は年間「12本」以上の数値を設定すること。

8 経費について

契約金額のうち5%については、「7 成果指標及び目標数値の設定について (1) その1及び(2) その2」で設定する成果指標及び成果目標数値の達成状況に応じて支払うこととし、達成できなかった場合には、契約金額を減額することとする。この場合の支払額への反映については、「成果の達成度に応じた委託料の支払い等に関する特記事項」のとおりとする。
なお、(1)の達成状況は令和8年3月16日(月)までの数値で判定する。

9 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、発注者へ実施報告書(別紙)を提出すること。

10 再委託について

(1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

11 その他

- (1) 業務遂行にあたっては、発注者と十分に協議して実施すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。
- (3) 当業務の実施にあたって必要な経費は、すべて受注者が負担すること。
- (4) 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は速やかに発注者に報告し、十分協議すること。
- (5) 受注者は業務完了後、発注者でも他の事業者でも簡便に各情報媒体の運営業務を継続することができるよう、運用マニュアルを作成し、引継を行うこと。サーバー移転が生じる場合等のデータ移行作業については受注者が行うものとする。移行内容については、発注者が指示する。
- (6) 本事業は、令和7年度大阪市予算が発効したときに効力を発するものとする。
- (7) 受注者においては、行政の業務の一端を担っており、人権尊重の社会づくりに向けて積極的に取り組むことが要請されることから、本事業の従事者に対し、本事業に関する研修に併せ、人権問題研修を実施すること。

12 担当

大阪市民政局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所4階北側

TEL：06-6208-7655 FAX：06-6202-7073

特記仕様書

1 情報サイトの作成における基本規定

(1) 基本要件（外部サーバーを利用する場合）

- ・ サイト作成にあたり「大阪市ホームページウェブアクセシビリティ方針」(https://www.city.osaka.lg.jp/main/site_policy/0000000143.html)に定める事項に準拠したものとする。
- ・ 公開するコンテンツはインターネットを介して可能な限り多くのブラウザで閲覧可能であること。
- ・ クライアントパソコンへの特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく閲覧できること。
- ・ 公開するコンテンツについては、一般的な検索エンジンにおける検索結果ページの表示順位の上位に表示されるように配慮すること。
- ・ 発注者に提供する機能については、Microsoft Edge 以降を使用すること。
- ・ 本システムにより提供するウェブサイトのドメインについては、発注者で指定するものとする。

(2) セキュリティ要件

本システムへの不正な侵入、本システムの停止や障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じること。

(3) ユーザー認証

発注者が使用する機能については、管理者専用画面でアカウント及びパスワードによる認証を行うこととし、パスワードは発注者で変更できる機能を有すること。

(4) 通信の暗号化

発注者が使用する機能へのアクセスは、SSLによる暗号化通信を行うこと。

(5) バックアップと復元

システム及び登録内容のフルバックアップは月1回以上とし、その他の具体的な項目別の回数については業務提案の内容により決定する。なお、バックアップデータは過去3ヶ月間を保管すること。障害が発生した場合に最新の状態に復元できるようにすること。

(6) アクセス件数取得機能

- ・ アクセス件数の集計、分析を行う機能を備えること。
- ・ アクセス件数データは、発注者において汎用ソフト（エクセル等）のファイル形式で、保管できるようにすること。なお、保管期間は1年間とすること。

(7) アクセスログ取得機能

- ・ 閲覧者からコメントを書込みできるコンテンツを作成する場合もしくはサイバー攻撃を受けることを想定した場合、書込み内容やアクセス方法が適正なものか、事故調査を目的に確認を要することがあるため、最低6ヶ月以上は必要なアクセスログを取得すること。

(8) サーバーセキュリティ

本システムで利用する OS、アプリケーション、ネットワーク機器などのセキュリティホールやバグに対処するとともに、適切な設定変更を行うこと。

2 独自提案

本仕様にて定めのない内容であっても、本ウェブサイトの設置目的に適うと思われる機能、方法等がある場合は、積極的に独自提案を行うこと。

3 その他

本仕様にて定めのない事項については、発注者と受注者において協議の上決定すること。

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

- 第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市市民局総務部総務担当（総務グループ）（連絡先：06-6208-7311）へ報告しなければならない。
- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市市民局総務部総務担当（総務グループ）（連絡先：06-6208-7311）へ報告しなければならない。
- 3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市市民局総務部総務担当（総務グループ）（連絡先：06-6208-7311）に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。